

定 款

GMOアドパートナーズ株式会社

平成 21 年 3 月 18 日

定款

第1章 「総則」

- 第1条 (商号)
当社は、GMOアドパートナーズ株式会社と称し、英文ではGMO AD Partners Inc.と表記する。
- 第2条 (目的)
当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. インターネットを利用した広告配信事業
 2. インターネットを利用して行う各種広告の企画、立案及び制作
 3. コンピュータソフトウェアの企画、開発及び製作
 4. インターネットを利用した通信販売業務並びに通信販売の仲介・情報提供業務
 5. 情報通信並びにインターネット関連事業への投資に関する業務
 6. 広告代理店業
 7. 出版業
 8. 前各号に付帯関連する一切の業務
- 第3条 (本店所在地)
当社の本店は、東京都渋谷区に置く。
- 第4条 (公告方法)
当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 「株式」

- 第5条 (発行可能株式総数)
当社の発行可能株式総数は、335,440株とする。
- 第6条 (自己の株式の取得)
当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。
- 第7条 (株主名簿管理人)
1. 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 第8条 (株式取扱規則)
当社の株式に関する取り扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 「株主総会」

- 第9条 (招集時期)
当社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総

会は、必要に応じて招集する。

第 10 条 （定時株主総会の基準日）

当社は、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度の定時株主総会において株主の権利を行使できる株主とする。

第 11 条 （招集権者及び議長）

1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

第 12 条 （株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 13 条 （議決権の代理行使）

1. 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。
2. 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。

第 14 条 （決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 15 条 （議事録）

1. 株主総会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録する。
2. 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から 10 年間本店に備え置き、その謄本を 5 年間支店に備え置く。

第 4 章 「取締役及び取締役会」

第 16 条 （取締役会の設置）

当社は、取締役会を置く。

第 17 条 （取締役の員数）

当社の取締役は 10 名以内とする。

第 18 条 （取締役の選任方法）

1. 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

- 第 19 条 (取締役の任期)
取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 第 20 条 (取締役の解任)
取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。
- 第 21 条 (役付取締役)
取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役社長 1 名を選定する。また、必要に応じて取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を各若干名選定することができる。
- 第 22 条 (代表取締役)
1. 取締役社長は、当会社を代表する。
2. 取締役社長の他、必要に応じ、取締役会の決議により、当会社を代表すべき取締役を選定することができる。
- 第 23 条 (相談役)
取締役会は、その決議によって相談役若干名を選定することができる。相談役は、当会社の業務に関し、取締役社長の諮問に応じるものとする。
- 第 24 条 (取締役会の招集権者及び議長)
1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 社長に事故があるときは、予め取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに当たる。
- 第 25 条 (取締役会の招集手続)
1. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。但し、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。
- 第 26 条 (取締役会の決議)
取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
- 第 27 条 (取締役会の決議の省略)
当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。
- 第 28 条 (取締役会の議事録)
1. 取締役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名をする。
2. 取締役会の議事録は、10 年間本店に備え置く。
- 第 29 条 (取締役会規則)

取締役会に関する事項については、法令又は定款の他、取締役会において定める取締役会規則による。

第30条 (取締役の報酬等)

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第31条 (取締役の責任免除)

1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の行為に関する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 「監査役及び監査役会」

第32条 (監査役及び監査役会の設置)

当社は、監査役及び監査役会を置く。

第33条 (監査役の員数)

当社の監査役は、5名以内とする。

第34条 (監査役の選任方法)

1. 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第35条 (監査役の任期)

1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第36条 (常勤の監査役)

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を1名以上選定する。

第37条 (監査役会の招集手続き)

監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

第38条 (監査役会の決議方法)

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第39条 (監査役会の議事録)

1. 監査役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名をする。
2. 監査役会の議事録は、10年間本店に備え置く。

第40条 (監査役会規則)

監査役会に関する事項については、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第 41 条 （監査役の報酬等）
監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 42 条 （監査役の責任免除）

1. 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、会社法第 423 条第 1 項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の行為に関する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 「会計監査人」

第 43 条 （会計監査人の設置）
当社は、会計監査人を置く。

第 44 条 （会計監査人の選任方法）
会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 45 条 （会計監査人の任期）

1. 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 46 条 （会計監査人の報酬等）
会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 「計算」

第 47 条 （事業年度）
当社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする

第 48 条 （期末配当の基準日）
当社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

第 49 条 （中間配当）
当社は、取締役会の決議により、毎年 6 月 30 日を基準日として中間配当を行うことができる。

第 50 条 （配当金の除斥期間等）

1. 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。
2. 前項の金銭には利息を付けない。